

# 企業版ふるさと納税等マッチングサポート業務〔山口〕 仕様書

## 1 業務の名称

企業版ふるさと納税等マッチングサポート業務〔山口〕（以下「本業務」という。）

## 2 本仕様書の位置付け

「企業版ふるさと納税等マッチングサポート委託業務〔山口〕仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、本業務に関する提案説明資料として作成したものである。

本業務は、公募型プロポーザル方式を採用することから、本仕様書において広島県（以下「県」という。）が示した要件を達成するための解決手法や実現化手法などについて、自由に提案することができる。

なお、本仕様書に記載された要件はすべて必要な要件と考えているが、実現できない要件がある場合、又は代替案による場合は、提案書にその旨記載すること。

また、契約段階において、提案を受けた仕様の変更等があり得ることを了承すること。

## 3 委託業務の目的

本業務は、企業との接点に乏しい県に代わり、県内外の企業に対して「鞆・一口町方衆」プロジェクト（以下「本プロジェクト」）の意義を紹介するとともに、寄附支援の働き掛けを通じて、企業版ふるさと納税の獲得に重点的に取り組む県をサポートし、プロジェクトの活性化を図ることを目的とする。

## 4 業務内容

### (1) 県内外の企業へのプロジェクトの周知

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業として、広島県内の企業を中心に「鞆・一口町方衆」の取組を広く紹介し、地方創生事業に参画する意義や税制優遇によるメリットをアピールすることで、本プロジェクトへの関心と共感を高める。

#### 【企業への説明事項】

- ・本プロジェクトの概要（背景や目的・寄附金の使途等）
- ・社会貢献事業への参画意義（地方創生）
- ・企業版ふるさと納税による税の軽減効果（県外企業）
- ・寄附金の損金算入による税の軽減効果（県内企業）
- ・寄附特典の内容（寄附受領式・芳名板掲載等）
- ・その他（先方の求めや必要に応じ適宜追加）

### (2) 支援先企業の仲介・寄附の働き掛け

上記のPRを通じて本プロジェクトに関心を示した企業を「寄附検討先」として県に報告するとともに、寄附支援の実行を促すため、一層の働き掛けを行う。（県からの寄附検討企業への接触は受託者の承諾を得た後に行うものとする。）

また、必要に応じて県と寄附検討先企業との引き合わせを行う。（引き合わせ後において、業務上発生した全てのトラブル、紛糾の解決については県が責任を負う）

## 4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日までとする。

## 5 事業成果の目標設定

当該業務を通じて契約期間中に20,000千円の寄附成約を目指す。

## 6 業務完了報告

受託者は、業務完了時に、県に対し業務完了通知を行う。

## 7 契約に関する条件等

契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受託者と広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課と協議し、決定する。

## 8 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、発注者の承認を得なければならない。

### (2) 業務の履行に関する措置

ア 本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、発注者は受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を、要求があった日から10日以内に発注者へ書面で通知しなければならない。

### (3) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

### (4) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

### (5) その他

仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めること。